

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇訓令 土地改良事業検査規程
- ◇告示 国民健康保険法に基く条例変更認可  
土地改良区の定款変更認可
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集

## 訓令

### 鳥取県訓令第十三号

農 林 部  
地 方 事 務 所  
用 水 改 良 事 務 所  
干 拓 事 務 所

土地改良事業検査規程を次のように定める。

昭和二十九年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

### 土地改良事業検査規程

#### (総則)

第一条 県の起業（以下「県管事業」という。）又は県の補助に係る土地改良事業（以下「団体管事業」という。）の検査は、別に定めるものを除く外、この規程の定めるところによる。

2 この規程で、「土地改良事業」とは、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事業をいう。

#### (検査の種類)

第二条 検査は、材料検査、出来形検査及びゆん功検査の三種とする。

#### (検査員)

第三条 この規程による検査員は、別に定める資格を有する者で、当該工事の指導監督をした以外の吏員でなければならぬ。

2 知事は、地方事務所長が命ずる吏員が行う検査について必要があると認める場合は、特に吏員に命じて検

査に立ち合わせる事ができる。

(検査)

第四条 県営事業の請負者又は団体営事業を行う者(以下「事業施行者」という。)から、材料又は工事の出来形について検査を求められたとき若しくは工事完成の通知を受けたときは、遅滞なく検査を行わなければならない。

2 知事又は地方事務所長は、団体営事業について工事を適正に施行させるため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、検査員に命じ、随時出来形検査を行うことができる。

(検査の方法)

第五条 検査は、すべて、設計書、工事仕様書、図面、その他の関係書類と対照して、現地において精密に行わなければならない。

2 検査にあつては、関係者を現地に立ち合わせなければならない。

(材料検査)

第六条 検査員は、材料検査の結果合格した物件には直ちに検印を附し、検印を附し難いものには適宜の記号を附して処理しなければならない。

2 検査員は、材料検査の結果不足又は不合格品があつた場合には、直ちに事業施行者に補足又は引換えを命じなければならない。この場合にはおいて、不合格の物件は検査済のものと同混同しない場所におきかえ、所定の期間内に工事現場外に搬出させなければならない。(不合格工事)

第七条 検査員は、しゅん功検査にあつて 工事の出来形が、設計書、工事仕様書、図面、その他の関係書類に違反すると認めるときは、その違反事項が軽微なものについては、事業施行者に対し相当の期間を定めてその補修又は改造を命ずるとともにこの旨を復命しなければならない。

2 検査員は、その違反事項が維持管理上支障がなく、且つ事業施行の目的を達することができると思つたときは、県営事業にあつては契約単価、団体営事業にあつ

ては査定単価により出来形設計書(新旧対照設計とし、旧設計は朱書、新設計は墨書とする。)を作成して復命しなければならない。

(手直し工事の検査)

第八条 検査員は、しゅん功検査の結果、工事の補修又は改造を命じたものについては、その手直しの完了を待つて更に検査を行わなければならない。

(確認書の徴収)

第九条 検査員は、検査の結果、材料の補足、引換え又は工事の補修若しくは改造を命じたときは、事業施行者から確認書を徴し、これを復命書に添付しなければならない。

(検査の復命)

第十条 検査員は、県営事業の出来形検査又はしゅん功検査を完了したときは、第一号様式による出来形検査書又はしゅん功検査書により知事に復命しなければならない。

2 検査員は、団体営事業の検査を完了したときは、第

二号様式又は第三号様式により知事又は地方事務所長に復命しなければならない。

(補則)

第十一条 地方事務所長は、県営事業(用水改良事業所及び干拓事業所所管の事業を除く。)又は団体営事業の検査について、検査員と事業の指導監督をした者又は事業施行者との意見が異るときは、その事由を附して知事に進達しなければならない。

2 前項の進達があつた場合には、知事は、関係者の意見を徴しこれを決定するものとする。

附 則

この訓令は、昭和二十九年十一月一日から施行する。



検査復命書(土地改良事業及び災害復旧事業の場合)

地区番号

箇所番号

事業名		事業主体名	
指令年月日及び番号	昭和 年 月 日	検査年月日	昭和 年 月 日
工事しゅん功年月日	昭和 年 月 日	着工しゅん功年月日	昭和 年 月 日
事業費	円也		
内訳	工費		小計
	請負工事	直轄工事	
事業当初から前回までの額	円	円	円
今回の支出済額	円	円	円
今後の支出予定額	円	円	円
計	円	円	円
調査事項	事務処理の概要	指示又は指摘事項	処置の概要
(1) 予算議決の状況			

(2) 負担金徴収の方法及び納入状況	
(3) 請負の方法及び契約事項の適否	
(4) 工事日誌の整備状況	
(5) 職工、人夫使役明細書の状況	
(6) 支払証ひょう書の状況	
(7) 経費整理済と現金預金等との照合	
(8) 資金の状況	
(9) 材料受払簿及び検収簿の状況	
(10) 用地買収及び物件補償の状況	
(11) 計画並びに出来高	
(12) その他	

本事業は検査の結果上記のとおりにつき復命します。

昭和 年 月 日

鳥取県知事又は地方事務所長 氏

名 殿

事務検査員 職 氏  
技術検査員 職 氏

名 名 印 印

- 備考 1 災害復旧事業以外の土地改良事業（以下「土地改良事業」という。）は、地区番号及び個所番号は記載する必要がない。
- 2 施行の方法は直営請負の別を記載する。
- 3 事業費は総事業費を記載し、なお災害復旧事業にあつては農林省査定額を（ ）書する。
- 4 予算議決の状況は議決年月日、決議書の有無、予算科目の適否等を記載する。
- 5 負担金徴収の方法及び納入状況は概要の外に負担金算出の基礎を参考のため記載する。
- 6 請負の方法及び契約事項の適否は契約書の適否の外に競争入札による場合は入札経過の適否、随意契約による場合は随意契約とした理由その他請負者住所氏名、契約金額、契約年月日を記載する。
- 7 職工人夫使役明細書の状況は直営の場合に記載し、熟練者、非熟練者別にその員数及び金額を記載する。
- 8 支払証ひょう書の状況は、資材費、労務費その他（請負の場合は請負工事関係書類）工事雑費及び事務雑費に区分しそれぞれの費目につき適否を記載する。
- 9 資金の状況は補助金の受入状況、借入金がある場合には借入金の整理状況、借入金額、借入先、利息等を記載する。
- 10 材料受払簿及び検収簿の状況は直営又は材料を請負者に支給する場合につき記載する。
- 11 用地買収及び物件補償の状況は買収地積、補償物件の数量金額並びに登録の有無等記載する。
- 12 その他は工事担当者、会計担当者及び検査立会人の氏名を記載する。

別紙 (II) 計画並びに出来高

個所番号	工種	種目	A 総額		B 前回まで		C 当初から今回		D=C-B 今回	出来状況	指示又は指摘事項	処置
			数量	事業費	数量	事業費	数量	事業費				

備考 1、計画と出来形と異なるものがある場合は種目欄に明記すること。  
2、数量は延長、%等で記入すること。

第三号様式

検査復命書（開こん作業並びに小田地補助工事の場合）  
 事業主体 代表者名 〇〇より昭和 年 月 日付鳥取県  
 第 号指令に基づく開こん事業補助金請求に対し調査いたしましたところ事業要領書のとおりであります  
 で復命いたします。

昭和 年 月 日

検査員 〇〇 氏 名 〇

鳥取県知事 〇〇 氏 名 〇

事業要領書 (昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで)

1、補助金	科目	予算総額	前回の交付額	今回の交付額	同左	補助率	別内訳
算出の基礎	補助金						
2、支出事業	科目	支出額	同左	定額	同左	補助率	別内訳
	工事費						
	事務費						
	計						

告示

鳥取県告示第四百八十六号  
 国民健康保険を行つてゐる次の村に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更を認可した。

昭和二十九年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

国民健康保険を行う村 一 認可年月日  
 日野郡石見村 昭和二十九年七月二十日  
 岩美郡宇倍野村 七月二十九日

3、出来形	工 種	数 量	設計金額	前回の数量	今回の数量	出来形金額	残 量	工 事 金 額
	工 事							
	計							

鳥取県告示第四百八十七号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、佐野川土地改良区の定款の変更に  
 ついて、昭和二十九年九月二十四日認可した。

昭和二十九年九月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十七号  
 臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年九月二十八日

